

【速報】2月21日進行協議 国相手の大飯原発3・4号運転停止行政訴訟(大阪高裁)

次回5月22日は口頭弁論です(14:30) 裁判にご参加を!

火山灰は23万年前のもの? 国・関電は求釈明に答えデータを提出すべき

2月21日、午後2時半から約40分間、7回目の進行協議が行われました。大阪高裁の会議室で、一審原告・弁護団の12名、国と関電はそれぞれ15名が出席しました。

次回5月22日は、大阪地裁202号大法廷で口頭弁論となりました。久しぶりに法廷での開催です。14時30分開始です。傍聴券配布の時間等は、詳細が分かってからご連絡します。

◆一審原告弁護団は、破碎帯・火山灰の求釈明と地震動についての準備書面(4)を説明

進行協議では、原告、国、関電が提出した書面の確認の後、裁判所から「求釈明申立てについて」と発言があり、原告代理人の瀬戸弁護士が説明しました。国・関電は、敷地内に掘った南側トレンチ等で、23万年前の大山火山灰(hpm1)が確認されたとして、F6破碎帯はこの地層に変位を与えていないため活断層ではないと主張しています。しかし、この火山灰が本当にhpm1なのかについては資料が乏しく、他の火山灰(12万年前)ではないかとの疑義があります。そのため、詳細なデータを提出するよう求めました。

続いて武村弁護士から、「ばらつき」を無視した国の地震動評価を批判した準備書面(4)が説明され、「人々の命を守るという国の責任を果たしていない」と厳しく批判しました。

火山灰の求釈明については、国も関電も「今後検討する」と述べるだけでした。説明責任は国・関電にあるのですから、データを提出すべきです。

◆国の書面は、基準や規則を説明し、一般的に耐震安全性は確認されていると主張するだけ

国は第7準備書面を提出しました。設置許可基準規則4条3項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」との耐震安全性について説明するよう、前回・前々回に裁判所から求められていたためです。しかし国の書面は、基準や規則を説明し、一般的に耐震安全性は確認されていると結論付けているだけです。これについて弁護団は、「耐震性がかなり厳しいことを示す関電の資料がある」と発言し、その資料を裁判所、国、関電にも示しました。ECCSの安全注入設備配管で、応力の発生値と許容値を比べると裕度は1.04しかありません。すると国も関電も、むきになったように「これは設置許可に関する資料か?」と矢継ぎ早に発言。裁判では設置許可の基本設計の内容が争われ、工事計画等の詳細資料は対象外だと言いたげです。裁判所は「国の第7準備書面は抽象的だ」「(この機器が)だめだというのがあれば」と。弁護団は「今回渡した資料は国の書面では入っていない」、考慮する必要がある旨を述べました。

また、国の第8準備書面(重大事故対策)について裁判所は、溶融した核燃料が水を張ったキャビティに落下した場合、外部に漏れださないようにするために、どのように冷却を続けるのかと問いました。国は即座に説明できず、次回に書面で回答することになりました。

◆次回以降について国は、基準津波と制御棒問題の書面を出し、地盤の三次元探査についての説明と断層の補足説明をすると述べました。冠木弁護士は、非公開の進行協議が続いているので法廷を開いてほしいと要望し、了承されました。

日程 5月22日14:30 口頭弁論/ 8月22日14:30 進行協議/ 11月20日14:30 進行協議

裁判の書面はこちら http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/oisaiban_gyouso_room.htm

2023.2.24 おおい原発止めよう裁判の会 事務局